



鳥取県公報

令和3年3月31日(水)
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (19) (長寿社会課) 3
-------	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設（以下「軽費老人ホーム等」という。）は、虐待を防止するため、次の措置を講ずることとする。

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 軽費老人ホーム等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。

(3) 軽費老人ホーム等は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する等の措置を講ずることとする。

(4) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、その他の基準を見直す。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県軽費老人ホーム等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第2条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">入所及び退所</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用</u></td> </tr> </table>	略		入所及び退所	1 略		2 略		3 略	サービスの提供	1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 <u>なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用</u>	<p>別表（第2条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">入所及び退所</td> <td>1 略 2 <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</td> </tr> </table>	略		入所及び退所	1 略 2 <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u>		3 略		4 略	サービスの提供	1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
略																					
入所及び退所	1 略																				
	2 略																				
	3 略																				
サービスの提供	1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 <u>なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用</u>																				
略																					
入所及び退所	1 略 2 <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u>																				
	3 略																				
	4 略																				
サービスの提供	1～7 略 8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。																				

して開催することができる。

(2)・(3) 略

9～20 略

21 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 略

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

22 略

23 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。その際、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

24 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動

(2)・(3) 略

9～20 略

21 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

22 略

23 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

	<p><u>であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>25 略</p> <p>26 <u>施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を</u>揭示し、又は<u>揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>27 略</p> <p>28 <u>虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話会議等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>		<p>24 略</p> <p>25 <u>施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を</u>揭示すること。</p> <p>26 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>

	<p>紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>4 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この号において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>		
<p>事故等への対応</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催するとともに職員に対する研修を定期的に行うこと。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>4 略</p>	<p>事故等への対応</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催するとともに職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>4 略</p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)別表第1従業員の配置の項(第1号<u>(6)</u>及び第9号の規定を除く。)、設備の項、サービスの提供の項(第7号、<u>第8号、第22号、第31号から第35号まで、第38号から第41号まで及び第43号</u>の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム(以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項(第14号の規定を除く。)、サービスの提供の項(第7号、第8号、第22号、<u>第31号から第35号まで、第38号から第41号まで及び第43号</u>の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施	<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)別表第1従業員の配置の項(第1号<u>(7)</u>及び第9号の規定を除く。)、設備の項、サービスの提供の項(第19号、<u>第27号から第31号まで、第34号から第37号まで及び第39号</u>の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム(以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項(第14号の規定を除く。)、サービスの提供の項(第19号、<u>第27号から第31号まで、第34号から第37号まで及び第39号</u>の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施
区分	基準								
職員の配置	1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施								
区分	基準								
職員の配置	1～4 略 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施								

	<p>設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" data-bbox="406 436 774 649"> <tr> <td rowspan="2">養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td>生活相談 員</td> <td>生活相談 員</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>略 6～15 略</p>	養 護 老 人 ホ ー ム	生活相談 員	生活相談 員	栄養士	栄養士	略				<p>設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" data-bbox="1005 436 1364 649"> <tr> <td rowspan="2">養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>略 6～15 略</p>	養 護 老 人 ホ ー ム			栄養士	栄養士	略		
養 護 老 人 ホ ー ム	生活相談 員		生活相談 員																
	栄養士	栄養士																	
略																			
養 護 老 人 ホ ー ム																			
	栄養士	栄養士																	
略																			
略	略	略	略																
<p>サービスの提供</p>	<p>1～6 略</p> <p>7 <u>虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>8 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p>	<p>サービスの提供</p> <p>1～6 略</p> <p>7 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>																	

(2)・(3) 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

21 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

22 略

23 略

24 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を支援員その他の職員に周知徹底をすること。なお、委員会

(2)・(3) 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

20 略

21 略

22 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を支援員その他の職員に周知徹底をすること。

	<p>は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>25 略</p>		<p>(2) 略</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>23 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。なお、委員会は、テ</p>	<p>事故等への対応</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>

<p style="text-align: center;"><u>レビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p style="text-align: center;">4 略</p>	<p style="text-align: center;">4 略</p>																																										
<p>別表第2 (第4条関係)</p>																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p>1～6</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td> <p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">記録の作成及び保存</td> <td> <p>1 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 説明、同意その他これらに</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1～6</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	生活相談 員	生活相談 員		栄養士	栄養士		略			略		略		サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>1 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 説明、同意その他これらに</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p>1～6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td> <p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム				栄養士	栄養士		略			略		略		サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>
区分	基準																																										
従業者の配置	<p>1～6</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">生活相談 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	生活相談 員	生活相談 員		栄養士	栄養士		略			略																															
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	生活相談 員	生活相談 員																																									
	栄養士	栄養士																																									
	略																																										
	略																																										
略																																											
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>																																										
記録の作成及び保存	<p>1 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 説明、同意その他これらに</p>																																										
区分	基準																																										
従業者の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム				栄養士	栄養士		略			略																															
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム																																											
	栄養士	栄養士																																									
	略																																										
	略																																										
略																																											
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>																																										

<p>類する行為（以下「説明等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	
--	--

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第4条関係）		別表第1（第3条、第4条関係）	
1 訪問介護		1 訪問介護	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 略 2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置き、かつ、主としてサービスの提供の項第32号の業務を行うサービス提供責任者を置く場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、利用者の数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上とすることができる。 3～6 略	従業者の配置	1 略 2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービスの提供の項第28号の業務を行うサービス提供責任者を置く場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、利用者の数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上とすることができる。 3～6 略
サービスの開始及び終了		サービスの開始及び終了	1 <u>利用申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た</u>

	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>		<p>場合は、条例別表の1の表サービスの開始の項第3号の書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～14 略</p> <p><u>15</u> <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> <u>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期</u></p>	サービスの提供	<p>1～14 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p>

	<p><u>的に実施すること。</u></p> <p><u>20 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めること。</u></p> <p><u>21 虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。な</u> <u>お、委員会は、テレビ電話装置等</u> <u>を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>22 略</u></p> <p><u>23 略</u></p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u></p> <p><u>26 事業所の見やすい場所に、</u> <u>条例別表の1の表サービスの提供の項第4号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を</u> <u>掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p> <p><u>29 略</u></p> <p><u>30 略</u></p>	<p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 略</u></p> <p><u>21 略</u></p> <p><u>22 事業所の見やすい場所に、</u> <u>条例別表の1の表サービスの提供の項第3号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を</u> <u>掲示すること。</u></p> <p><u>23 略</u></p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u></p> <p><u>26 略</u></p>
--	---	--

	<p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p><u>3 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>4 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）によることができる。</u></p>
	略
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準

	<p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p>
	略
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準

略		略	
サービスの開始及び終了	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	サービスの開始及び終了	<p>1 <u>利用申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法による承諾を得た場合は、条例別表の2の表サービスの開始の項第3号の書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
サービスの提供	<p>1～11 略</p> <p>12 <u>利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>13 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 <u>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる</u></p>	サービスの提供	<p>1～11 略</p> <p>12 <u>利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</u></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>

措置を講ずること。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

17 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めること。

18 虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

19 略

20 略

21 略

15 略

16 略

17 略

	<p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 事業所の見やすい場所に、 条例別表の2の表サービスの 提供の項第4号の規程の概 要、従業者の勤務の体制その 他のサービスの選択に資する と認められる重要事項を<u>掲</u> <u>示</u>し、又は<u>掲</u> <u>示</u>に代えてこれら の事項を記載した書面を事業 所に備え付け、かつ、これを いつでも関係者に自由に閲覧 させること。</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p>		<p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 事業所の見やすい場所に、 条例別表の2の表サービスの 提供の項第3号の規程の概 要、従業者の勤務の体制その 他のサービスの選択に資する と認められる重要事項を<u>掲</u> <u>示</u>すること。</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p>
<p>記録の作成及 び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 作成、保存その他これらに 類する行為のうち、条例及び この規則の規定において書面 等（書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本 その他文字、図形等人の知覚 によって認識することができる 情報が記載された紙その他 の有体物をいう。以下この号 及び次号において同じ。）で行 うことが規定され、又は想定 されるもの（2の表サービス の開始及び終了の項第1号及 び次号に規定するものを除 く。）については、書面等に代 えて、当該書面等に係る電磁 的記録により行うことができ る。</p> <p><u>4</u> 交付等のうち、条例及びこ の規則の規定において書面等 で行うことが規定され、又は 想定されるものについては、 当該交付等の相手方の承諾を</p>	<p>記録の作成及 び保存</p>	<p>1・2 略</p>

	得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。
略	
3 訪問看護又は介護予防訪問看護	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第8号、第11号、 <u>第12号後段、第22号、第23号及び第32号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～8 略
記録の作成及び保存	1・2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u>
略	
4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	
区分	基準
略	

略	
3 訪問看護又は介護予防訪問看護	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第8号、第11号、 <u>第18号、第19号及び第28号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～8 略
記録の作成及び保存	1・2 略
略	
4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	
区分	基準
略	

<p>訪問リハビリテーション計画</p>	<p>1・2 略 3 <u>リハビリテーション会議</u>（利用者又はその家族、医師、理学療法士等、介護支援専門員、サービスの担当者その他の関係者により構成される計画の作成のための会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を、当該リハビリテーション会議の構成員で共有するよう努めること。 <u>なお、リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を利用して開催することができる。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得ること。</u> 4・5 略</p>	<p>訪問リハビリテーション計画</p>	<p>1・2 略 3 <u>リハビリテーション会議</u>（利用者又はその家族、医師、理学療法士等、介護支援専門員、サービスの担当者その他の関係者により構成される計画の作成のための会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を、当該リハビリテーション会議の構成員で共有するよう努めること。 4・5 略</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第7号、第8号、<u>第12号後段、第22号及び第23号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第7号、第8号、<u>第18号及び第19号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>

	<p>的記録により行うことができる。</p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>
略	

略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始及び終了	2の表サービスの開始及び終了の項（ <u>第3号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（<u>第1号、第7号、第8号、第11号、第12号後段、第22号及び第23号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 薬剤師が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</u></p> <p>(5) (4)に規定する居宅介</p>

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始及び終了	2の表サービスの開始及び終了の項（ <u>第4号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（<u>第1号、第7号、第8号、第11号、第18号及び第19号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 薬剤師、<u>歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士</u>が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) (5)の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(7) 略

5 歯科衛生士又は管理栄養士が提供するサービスについては、次のとおりとすること。

(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局である事業所にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスを提供すること。

(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言等を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適当なサービスを提供すること。

(4) 提供したサービスの内容を速やかに診察録に記録し、医師又は歯科医師に提出すること。

(4) 略

	<u>6</u> 略
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p><u>3 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、<u>第14号、第16号、第18号、第19号、第24号、第28号及び第32号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくとともに、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保するこ</u></p>

	<u>5</u> 略
記録の作成及び保存	1・2 略
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、<u>第15号、第17号、第20号、第24号及び第28号の規定を除く。</u>）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～5 略</p>

と。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

7 略

8 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

9 略

10 略

11 略

12 略

13 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めるこ

6 略

7 感染症、食中毒及び熱中症が発生しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

8 略

9 略

10 略

11 略

	<u>と。</u>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（1の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、<u>第14号、第16号、第22号、第23号、第29号及び第31号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 感染症、食中毒及び熱中症が<u>発生し、又はまん延しない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な<u>次に掲げる措置</u>を講ずること。</p>

記録の作成及び保存	1・2 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、<u>第13号、第18号、第19号、第25号及び第27号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 感染症、食中毒及び熱中症が<u>発生しない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>

	<p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>8～12 略</p>		<p>8～12 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>

	当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。
略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1～4 略</p> <p>5 生活相談員のうち1人以上及び介護職員、看護師又は准看護師のうち1人以上は、常勤とすること。ただし、次に掲げる施設等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、<u>生活相談員、介護職員及び看護師若しくは准看護師のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>6 <u>第1号(3)の規定により看護師又は准看護師を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護師又は准看護師を確保すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
設備	<p>1～5 略</p> <p>6 ユニット型事業所にあつては、一のユニットの定員を<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p>

略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1～4 略</p> <p>5 生活相談員のうち1人以上及び介護職員、看護師又は准看護師のうち1人以上は、常勤とすること。ただし、次に掲げる施設等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
設備	<p>1～5 略</p> <p>6 ユニット型事業所にあつては、一のユニットの定員をおおむね10人以下とすること。</p>

	<p>7 居室は、条例別表の8の表設備の項第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ユニット型事業所にあつては、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</p> <p>8～15 略</p>		<p>7 居室は、条例別表の8の表設備の項第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ユニット型事業所にあつては、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。また、<u>ユニットに属さない居室を改修する場合は、利用者同士の視線が遮断されている限り、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p> <p>8～15 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項(第1号、第5号、第11号、<u>第14号、第16号、第17号、第19号、第22号及び第23号</u>の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 感染症、食中毒及び熱中症が<u>発生し、又はまん延しない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な<u>次に掲げる措置</u>を講ずること。</p> <p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項(第1号、第5号、第11号、<u>第13号、第15号、第18号及び第19号</u>の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 感染症、食中毒及び熱中症が<u>発生しない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>

	<p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>13～21 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、<u>第14号、第16号、第17号、第19号、第22号及び第23号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満</p>

	<p>13～21 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p>
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、<u>第13号、第15号、第18号及び第19号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p>

	<p>たすこと。 2～10 略</p> <p>11 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>12～20 略</p>		<p>2～10 略</p> <p>11 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>12～20 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>

	<p>えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>
略	

略	

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、第14号、第16号、第17号、第19号、第22号及び第23号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>7～12 略</p> <p>13 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する</p>

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、第13号、第15号、第18号及び第19号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>7～12 略</p> <p>13 感染症、食中毒及び熱中症が発生しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>

	<p><u>委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>14～23 略</p>		<p>14～23 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p><u>3 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>

略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第11号、第12号後段、第14号、第19号、第22号、第23号及び第31号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～16 略
記録の作成及び保存	1・2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u>
略	
12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項

略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第10号、第11号、第13号、第15号、第18号、第19号及び第27号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～16 略
記録の作成及び保存	1・2 略
略	
12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項

供	(第1号、第7号から第9号まで、第11号、 <u>第12号後段</u> 、 <u>第14号</u> 、 <u>第19号から第24号</u> まで、 <u>第31号</u> 及び <u>第32号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2～13 略
記録の作成及び保存	1・2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（2の表サービスの開始及び終了の項第1号及び次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u>
略	

別表第2（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護 略
- 2 通所介護 略
- 3 短期入所生活介護
 - (1) 別表第1の8の表（従業者の配置の項第1号から第7号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第17号から第20号まで及び第21号後段の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (2)～(4) 略
- 4 介護予防短期入所生活介護 略

供	(第1号、第7号から第9号まで、第11号、 <u>第13号</u> 、 <u>第15号</u> から <u>第20号</u> まで、 <u>第27号</u> 及び <u>第28号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2～13 略
記録の作成及び保存	1・2 略
略	

別表第2（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護 略
- 2 通所介護 略
- 3 短期入所生活介護
 - (1) 別表第1の8の表（従業者の配置の項第1号から第6号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第17号から第20号まで及び第21号後段の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (2)～(4) 略
- 4 介護予防短期入所生活介護 略

別表第3（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の1の表（従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項第3号並びにサービスの提供の項第10号、第13号及び第22号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3)～(7) 略
- 2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の2の表（サービスの開始及び終了の項第3号及びサービスの提供の項第20号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
- 3 通所介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の6の表（サービスの開始及び終了の項（別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項第3号に係る部分に限る。）、通所介護計画の項及びサービスの提供の項第1号（別表第1の1の表サービスの提供の項第22号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
- 4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の8の表（従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項第1号（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第3号に係る部分に限る。）並びにサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第20号に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第7号及び第15号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3)～(13) 略
- 5 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の11の表（従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第3号に係る部分に限る。）、福祉用具貸与計画の項及びサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第20号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

別表第3（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の1の表（従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項第4号並びにサービスの提供の項第10号、第13号及び第18号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3)～(7) 略
- 2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の2の表（サービスの開始及び終了の項第4号及びサービスの提供の項第16号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
- 3 通所介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の6の表（サービスの開始及び終了の項（別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。）、通所介護計画の項及びサービスの提供の項第1号（別表第1の1の表サービスの提供の項第18号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
- 4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の8の表（従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項第1号（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。）並びにサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第16号に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第7号及び第15号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3)～(13) 略
- 5 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の11の表（従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。）、福祉用具貸与計画の項及びサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第16号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 <u>(4) 栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>2 入所定員が40人を超えない施設で、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営をすることができる場合は、前号(4)の規定にかかわらず、<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができること。 3～9 略</p>	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (5) 栄養士 1人以上 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 入所定員が40人を超えない施設で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営をすることができる場合は、前号(5)の規定にかかわらず、<u>栄養士</u>を置かないことができること。 3～9 略</p>
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 居室は、条例別表第1設備の項第3号に定めるもののほか、次のとおりとすること。 (1)～(6) 略 (7) ユニット型介護老人福祉施設にあっては、<u>一のユニットの定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p>	設備	<p>1・2 略</p> <p>3 居室は、条例別表第1設備の項第3号に定めるもののほか、次のとおりとすること。 (1)～(6) 略 (7) ユニット型介護老人福祉施設にあっては、<u>次のとおり</u>とすること。 ア <u>一のユニットの定員は、おおむね10人以下とすること。</u> イ <u>既存の施設を改修した病室については、入所者同士の視線が遮断されている場合は、病室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p>

	4～18 略		4～18 略
入所及び退所	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	入所及び退所	<p>1 <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、条例別表第1入所の項第4号の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。<u>なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。この場合において、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ること。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>	施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果</u> <u>について、介護職員その他の</u> <u>従業者に周知徹底を図ること</u> <u>。なお、委員会は、テレビ</u></p>	サービスの提供	1～4 略

	<p><u>電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>6 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 <u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。</u></p> <p>8 <u>入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生^{くわうせい}の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生^{くわうせい}の管理を計画的に行うこと。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p>		<p>5 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p>
--	--	--	--

	<p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。<u>その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>25</u> <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>26</u> ユニット型介護老人福祉施設において<u>第24号</u>の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより従業者を配置すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p>	<p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p><u>22</u> ユニット型介護老人福祉施設において<u>前号</u>の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより従業者を配置すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p>
--	---	--

	<p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める<u>感染症、食中毒又は熱中症</u>の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p>		
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 サービスの提供の項第22号の規定による市町村への通知に係</p>		
		<p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める<u>感染症、食中毒及び熱中症</u>の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示すること。</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p>	
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 サービスの提供の項第19号の規定による市町村への通知に係</p>

	<p>る記録を整備すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（入所及び退所の項第1号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付、説明、同意、承諾、その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）によること</u>ができる。</p>		<p>る記録を整備すること。</p> <p>2 略</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催すること</p>	<p>事故等への対応</p>	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>

	ができる。 <u>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2・3 略
--	---

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準											
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士 入所定員が100人以上の施設にあっては、1人以上 (7)・(8) 略 2・3 略											
	4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。)にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">介護老人保健施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 栄養士又は管理栄養士 </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 栄養士又は管理栄養士 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	介護老人保健施設	略		栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士		略		介護医療	略	
介護老人保健施設	略											
	栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士										
	略											
介護医療	略											

	2・3 略
--	-------

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準											
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 入所定員が100人以上の施設にあっては、1人以上 (7)・(8) 略 2・3 略											
	4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。)にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">介護老人保健施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 栄養士 </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 栄養士 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	介護老人保健施設	略		栄養士	栄養士		略		介護医療	略	
介護老人保健施設	略											
	栄養士	栄養士										
	略											
介護医療	略											

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">院</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <u>栄養士又は管理栄養士</u> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <u>栄養士又は管理栄養士</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数が100以上の病院に限る。) </td> <td style="text-align: center;"> <u>栄養士又は管理栄養士</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>5 第1号(1)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの従業者を置かないことができること。</p>	院	<u>栄養士又は管理栄養士</u>	<u>栄養士又は管理栄養士</u>		略		病院	略			<u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数が100以上の病院に限る。)	<u>栄養士又は管理栄養士</u>		略		略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">院</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">栄養士</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 栄養士 (病床数が100以上の病院に限る。) </td> <td style="text-align: center;"> 栄養士 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>5 第1号(1)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの従業者を置かないことができること。</p>	院	栄養士	栄養士		略		病院	略			栄養士 (病床数が100以上の病院に限る。)	栄養士		略		略		
院	<u>栄養士又は管理栄養士</u>	<u>栄養士又は管理栄養士</u>																																				
	略																																					
病院	略																																					
	<u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数が100以上の病院に限る。)	<u>栄養士又は管理栄養士</u>																																				
	略																																					
略																																						
院	栄養士	栄養士																																				
	略																																					
病院	略																																					
	栄養士 (病床数が100以上の病院に限る。)	栄養士																																				
	略																																					
略																																						
<p>設備</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 療養室は、条例別表第2設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) ユニット型介護老人保健施設にあっては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p>	<p>設備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 療養室は、条例別表第2設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) ユニット型介護老人保健施設にあっては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下</u>とすること。</p>																																				

	イ 略		イ 略
	5～18 略		5～18 略
入所及び退所	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	入所及び退所	<p>1 <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法による承諾を得た場合は、条例別表第2入所の項第4号の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。<u>なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。この場合において、入所者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ること。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>	施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ</u></p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p>

	<p><u>と。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2)・(3) 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。</u></p> <p><u>12 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p>	<p><u>5 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)・(3) 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p>
--	---	--

	<p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。<u>その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>23</u> 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p>
--	---	---

	<p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 に実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒又は熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に関覧させること。</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p>		<p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 に実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒及び熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示すること。</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 入所及び退所の項第4号前段の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第21号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 略</p> <p>3 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの（入所及び退所の項第</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 入所及び退所の項第5号前段の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第18号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 略</p>

	<p>1号及び第6号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>
事故等への対応	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2・3 略</p>

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士 入所定員が100人以上の施設にあっては、1人以上</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2~5 略</p>
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 療養室は、条例別表第3設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1)~(5) 略</p>

事故等への対応	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2・3 略</p>

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 栄養士 入所定員が100人以上の施設にあっては、1人以上</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2~5 略</p>
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 療養室は、条例別表第3設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1)~(5) 略</p>

(6) ユニット型介護医療院にあっては、次のとおりとすること。

ア 一のユニットの入所定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

イ 略

4 診察室は、次のとおりとすること。

(1) 次に掲げる施設を有すること。

ア 医師が診察を行う施設

イ ^{かくたん}喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（人体から排出され又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務を委託する場合を除く。）

ウ 調剤を行う施設

(2) 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の7から同条の7の3までの規定を準用する。

5 処置室は、次の施設を有すること。

(1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設（前号(1)アに規定する施設と兼用する場合を除く。）

(2) 略

6～18 略

(6) ユニット型介護医療院にあっては、次のとおりとすること。

ア 一のユニットの入所定員は、おおむね10人以下とすること。

イ 略

ウ 既存の施設を改修したもののについては、入所者同士の視線が遮断されている場合は、療養室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

4 診察室は、次の施設を有すること。

(1) 医師が診察を行う施設

(2) ^{かくたん}喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（人体から排出され又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務を委託する場合を除く。）

(3) 調剤を行う施設

5 処置室は、次の施設を有すること。

(1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設（前号(1)に規定する施設と兼用する場合を除く。）

(2) 略

6～18 略

	<p>19 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定に準じて適切に管理すること。</p> <p>20 略</p>		<p>19 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則<u>（昭和23年厚生省令第50号）</u>第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定に準じて適切に管理すること。</p> <p>20 略</p>
<p>入所及び退所</p>	<p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p>	<p>入所及び退所</p>	<p><u>1</u> <u>入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法による承諾を得た場合は、条例別表第3入所の項第4号の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u> <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略</p>
<p>施設サービス計画</p>	<p>1～3 略 4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。<u>なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。この場合において、入所者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ること。</u> (1)・(2) 略</p>	<p>施設サービス計画</p>	<p>1～3 略 4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。 (1)・(2) 略</p>

	5 略		5 略
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 <u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。</u></p> <p>12 <u>入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を</u></p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略

22 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

23 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略

28 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略

19 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。

- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略

24 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

	<p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める<u>感染症、食中毒又は熱中症</u>の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p>		
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 入所及び退所の項第4号</p>		<p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める<u>感染症、食中毒及び熱中症</u>の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示すること。</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p>
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 入所及び退所の項第5号</p>

	<p>前段の記録 (2) サービスの提供の項第21号の規定による市町村への通知に係る記録 2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの（入所及び退所の項第1号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>		<p>前段の記録 (2) サービスの提供の項第18号の規定による市町村への通知に係る記録 2 略</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。 (1)・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> (4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2・3 略</p>	<p>事故等への対応</p>	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずること。 (1)・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2・3 略</p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

(施行期日)

1 略

(老人性認知症疾患療養病棟の要件)

2 条例附則第2項の規則で定める病床は、指定介護療養型医療施設の精神病床であって、その病床により構成される病棟が次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 医師、薬剤師及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）をそれぞれ医療法（昭和23年法律第205号）により必要とされる人数以上配置していること。ただし、看護職員については、入院患者の数を4で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）から入院患者の数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(2)～(4) 略

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を1名以上配置していること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

別表（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である施設には、医療法により必要とされる従業者を置くほか、介護支援専門員を1人以上置くとともに療養病床が100以上又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては <u>栄養士又は管理栄養士を1人以上置くこと。</u> この場合において、介護支援専門員の人数は、療養病床に係る病棟における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数の合計数を100で

(施行期日)

1 略

(老人性認知症疾患療養病棟の要件)

2 条例附則第2項の規則で定める病床は、指定介護療養型医療施設の精神病床であって、その病床により構成される病棟が次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 医師、薬剤師、栄養士及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）をそれぞれ医療法（昭和23年法律第205号）により必要とされる人数以上配置していること。ただし、看護職員については、入院患者の数を4で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）から入院患者の数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(2)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

別表（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である施設には、医療法により必要とされる従業者を置くほか、介護支援専門員を1人以上置くこと。この場合において、介護支援専門員の人数は、療養病床に係る病棟における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数の合計数を100で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）を標準とする。

	<p>除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）を標準とする。</p> <p>2～5 略</p>		<p>2～5 略</p>
設備	<p>1 条例第3条第2項に規定するユニット型施設（以下「ユニット型施設」という。）の病室は、条例別表設備の項第3号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一のユニットの定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～11 略</p>	設備	<p>1 条例第3条第2項に規定するユニット型施設（以下「ユニット型施設」という。）の病室は、条例別表設備の項第3号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一のユニットの定員は、<u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>既存の施設を改修した病室については、入院患者同士の視線が遮断されている場合は、病室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～11 略</p>
入院及び退院	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	入院及び退院	<p>1 <u>患者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、当該書面に記すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性に</p>	施設サービス計画	<p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性に</p>

	<p>ついて、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。<u>なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。この場合において、入院患者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得ること。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>		<p>ついて、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>6 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ</u></p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ</u></p>

	<p>と。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努めること。</u></p> <p><u>10 入院患者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔^{くわう}衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔^{くわう}衛生の管理を計画的に行うよう努めること。</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておくとともに、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。その際、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p><u>21 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におい</u></p>		<p>と。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておくとともに、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</u></p>
--	--	--	--

て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

22 略

23 略

24 略

25 略

26 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 略

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。

(4) 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料そ

18 略

19 略

20 略

21 略

22 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料そ

	<p>の他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>34 略</u></p> <p><u>35 略</u></p> <p><u>36 略</u></p>		<p>の他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示すること。</u></p> <p><u>30 略</u></p> <p><u>31 略</u></p> <p><u>32 略</u></p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 サービスの提供の項第19号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（入院及び退院の項第1号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 サービスの提供の項第16号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</p> <p>2 略</p>

	<p><u>に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）に<u>よることができる。</u></u></p>		
事故等への対応	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。 (1)・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。<u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> (4) <u>(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めること。</u></p> <p>2・3 略</p>	事故等への対応	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。 (1)・(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表サービスの提供の項第21号の規定の適用については、同号中「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とし、同項第23号及び第28号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和3年9月30日までの間、新規則別表事故等への対応の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる措置を講ずること」とあるのは「次の(1)から(3)までに掲げる措置を講ずるとともに、次の(4)に掲げる措置を講ずるよう努めること」とする。
(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第7号及び第20号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とし、同項第24号(3)の規定の適用については、同号中「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和3年9月30日までの間、新規則別表第1事故等への対応の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる措置を講ずること」とあるのは「次の(1)から(3)までに掲げる措置を講ずるとともに、次の(4)に掲げる措置を講ずるよう努めること」とする。
(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（以下この項から附則第8項までにおいて「新規則」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第19号及び第21号、2の表サービスの提供の項第12号後段、第16号及び第18号、6の表サービスの提供の項第6号後段及び第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第12号、9の表サービスの提供の項第11号並びに10の表サービスの提供の項第13号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 7 新規則別表第1の8の表設備の項第6号の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型事業所は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）及び新規則に定める基準を満たすほか、ユニット型事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、第3条の規定による改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）別表第1の8の表設備の項第7号に定める基準を満たしているものについては、旧規則別表第1の8の表設備の項第7号(2)の規定は、なおその効力を有する。
- （鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第5号及び第24号、別表第2サービスの提供の項第5号及び第22号並びに別表第3サービスの提供の項第5号及び第22号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とし、新規則別表第1サービスの提供の項第7号及び第8号、別表第2サービスの提供の項第11号及び第12号並びに別表第3サービスの提供の項第11号及び第12号の規定の適用については、これらの規定中「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とし、新規則別表第1サービスの提供の項第30号(3)、別表第2サービスの提供の項第28号(3)及び別表第3サービスの提供の項第28号(3)の規定の適用については、これらの規定中「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。
- 10 施行日から令和3年9月30日までの間、新規則別表第1事故等への対応の項第1号、別表第2事故等への対応の項第1号及び別表第3事故等への対応の項第1号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講ずること」とあるのは「次の(1)から(3)までに掲げる措置を講ずるとともに、次の(4)に掲げる措置を講ずるよう努めること」とする。
- （鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 11 施行日から令和3年9月30日までの間、第5条の規定による改正後の鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（以下この項から附則第13項までにおいて「新規則」という。）別表事故等への対応の項第1号の規定の適用については、同号中「次に掲げる措置を講ずること」とあるのは「次の(1)から(3)までに掲げる措置を講ずるとともに、次の(4)に掲げる措置を講ずるよう努めること」とする。
- 12 施行日以後当分の間、新規則別表設備の項第1号(1)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型施設は、鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）及び新規則に定める基準を満たすほか、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、第5条の規定による改正前の鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）別表設備の項第1号に定める基準を満たしているものについては、旧規則別表設備の項第1号(3)の規定は、なおその効力を有する。